

進めよう！ みんなにやさしいまちづくり

石狩市福祉のまちづくり条例の概要

平成16年7月1日施行

条例の目的

福祉のまちづくり条例は、ノーマライゼーション理念の下に、お年よりや障がいのある人もすべての市民が、社会のあらゆる分野の活動に参加することができるよう、共に支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる“バリアフリー社会”の実現をめざします。

【用語説明】

福祉のまちづくり

障がいのある方やお年寄りをはじめすべての市民が、日常生活等における様々な障壁(バリア)が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをいいます。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活していくことができる社会がノーマル(正常)であるという考え方。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、心理的などすべての障壁の除去という意味で用いられる。

条例の基本理念

すべての市民の尊厳を重視し、対等平等なまちづくり

すべての市民が、地域社会の一員として尊重され、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくりを目指します。

すべての市民が自立し、社会参加が可能なまちづくり

障がいのある方やお年寄りなどが日常生活又は社会生活上制限を受けている様々な障壁を取り除き、あらゆる分野の社会参加が可能なまちづくりを目指します。

すべての市民が共に支え合うまちづくり

社会全体で他人を思いやる心を育み、共に支え合いながら生きるまちづくりを目指します。

市、事業者及び市民の責務

人にやさしい福祉のまちづくりを推進するためには、市、事業者及び市民が一体となって取り組むことが大切です。

市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりに関する総合的な施策の推進に取り組むこと。 ・事業者、市民の活動を尊重し、支援すること。 ・市の施設をみんなが利用しやすいよう整備すること。 ・みんなにわかりやすい情報を提供すること。
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりを理解し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めること。 ・みんなが利用しやすい施設等を整備すること。 ・高齢者や障がい者の雇用の促進に努めること。
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりを理解し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めること。 ・みんなが利用しやすいよう整備された施設でその利用を妨げないようにすること。

福祉のまちづくりに関する施策の推進

福祉のまちづくりを推進するため、この条例では大きく分けて「福祉のまちづくりに関する基本的な施策」とみんなが利用しやすい「公共的施設等の整備」の2つの内容で構成されています。

1 福祉のまちづくりに関する基本的施策

市は、みんなにやさしい福祉のまちづくりの実現をめざすため、次の事項を基本的施策として、福祉のまちづくりの総合的な推進に努めます。

施策項目	内 容
計画の策定	市は、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者、障がい者、児童、地域福祉その他必要な分野の計画を策定します。
サービス提供体制の確保	市は、市民の皆さんが保健福祉サービスその他福祉のまちづくりに関する必要なサービスが受けられるようにサービス提供体制の確保に努めます。

健康の保持増進	市は、市民自ら健康の保持と増進に努めることができるよう支援するとともに、介護を必要とするお年寄りや障がいのある人たちが適切なサービスが受けられるよう体制の確保に努めます。
児童の健全育成	市は、健やかに子どもを産み育てられる社会環境を整備するため、従来の家庭中心の「子育て支援」に、子どもが自ら育つという「子育て」の視点を加え、児童を取り巻く総合的な環境の整備に努めます。
生涯学習と生きがい活動の推進	市は、市民ひとり一人が生きがいを持って暮らすことができるよう、個人の特性にあった学習機会の提供、文化、スポーツ活動など、生涯学習と生きがい活動への参加の機会の確保に努めます。
情報の提供	市は、福祉のまちづくりについて、広く情報の収集を行い、市民や事業者の皆さんに対して適切な情報提供に努めます。
福祉教育の充実	これからの福祉は、市民ひとり一人の温かい思いやりや助け合いの心を高めていくことが大切なことから、市は、学校、家庭、地域における福祉教育の充実に努めます。
ボランティア活動の振興	市は、福祉に関するボランティア活動を実践する人材や団体の育成に努めるとともに、その活動の支援に努めます。
就業機会の創出	高齢者、障がい者の自立・社会参加の促進をはかるため、市は、高齢者、障がい者がその特性に応じて就業する機会を確保するため支援するとともに、就業能力の開発、向上のための支援に努めます。
防災上の配慮	市は、防災に関して、高齢者や障がい者等に配慮した避難のための誘導體制の確立などに努めます。
雪対策上の配慮	市は、雪対策に関し、高齢者や障がい者等に配慮した除排雪など積雪寒冷等の気候に適した生活環境の整備に努めます。
調査研究	市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査・研究を行います。
財政上の措置	市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要に応じて財政上の措置を行います。
表彰	市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取り組みを行った団体や個人に対して表彰することができます。

2 公共的施設等の整備

この条例は、お年よりも、障がいのある人もない人もすべての市民が安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインによる環境の整備をめざしていますが、身体の不自由な人に対する配慮は専用化や特別扱いではなく、みんなと一緒にという考え方で、だれにでも使いやすい便利なものとなるよう整備を工夫することが大切です。

【用語説明】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらさせるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する考え方のことをいいます。

整備の対象となる施設等

次の施設等は、みんなが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮して整備することとされています。

- ・官公庁の施設、学校、病院、商業施設、道路、公園など多数の人が利用する公共的施設
- ・バスなどの公共的車両等
- ・信号機や公衆電話所、案内標識、現金自動支払機などの公共的工作物

整備基準

整備の対象となる施設等のうち、公共的施設を新築又は増改築する場合には、廊下、階段、エレベーター、駐車場、歩道などの構造や設備に関して、お年寄りや障がいのある人が安全かつ円滑に利用できるようにするため、北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）で定める整備基準に適合するよう努めなければなりません。

ただし、将来的に、道条例を超える整備基準の設定が必要な場合には、市独自でこの条例の規則に定めることができることにしています。

詳しい内容は、下記にお問い合わせください

石狩市保健福祉部福祉総務課企画総務グループ (0133)72-3127